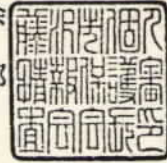


1994年(平成6年)1月20日

藤沢市長 葉山 峻 様

藤沢市個人情報保護審査会
会長 野村 二郎



児童記録簿非開示処分に関する異議申立てについて(答申)

平成5年5月10日付で諮問された「本人に関する児童記録簿すべて」の全部非開示について、次のとおり答申します。

1. 審査会の結論

「本人に関する児童記録簿すべて(①療育相談申込児台帳 ②ケース記録簿 ③心理評価書 ④言語評価票)」は、別紙非開示箇所一覧表の箇所を除き、開示することが相当である。

2. 異議申立人の主張要旨

異議申立人(以下「申立人」という。)の主張を総合すると、申立人が、その法定代理人としてなした「本人に関する児童記録簿すべて(①療育相談申込児台帳 ②ケース記録簿 ③心理評価書 ④言語評価票)」の開示請求に対し、藤沢市長が藤沢市個人情報保護条例(以下「条例」という。)第12条第2項第2号に該当するとしてなした非開示決定は、次に掲げる理由から条例の解釈及び運用を誤っている、というものである。

- (1) ①から④までの文書について、市は、「相談児の行動観察、評価、診断等に関するものであり、保護者が相談児について、当機関と異なる見解を持つことも予測され、相談児の処遇等、事務執行を妨げるおそれがある。」ことを非開示理由にあげているが、藤沢市の「障害児・者処遇調整部会及び障害児・者処遇事業運営要領」において、「部会」と「処遇事業」は「障害児・者の望まし

い処遇を行うために運営する」と記されており、本来子供の処遇は担当機関にとってではなく、子供本人にとって望ましい処遇を行うべきである。また、相談とはアドバイスを求めるためになされるもので、決定権は、あくまで相談する側にあると考える。

さらに、短時間の相談や数回の面接を重ねた程度では、療育、心理、言語それぞれの専門家によってなされた評価等について、子の性格、癖、生い立ちなど全人格について熟知している親と担当機関とが異なる見解をもつのは、むしろ当然であり、それらの観察記録や評価が親と子自身に伝達され、親子が正しく理解した上で、相互が見解の歩み寄りをして初めて、子供の処遇や事務執行が正当に行い得るものである。

- (2) 次に、市は、「当該文書の基礎となる資料の中には、非開示を前提として当機関及び他機関が作成しているものがある。開示することにより、記録作成者の公正な評価、判定等が得られなくなる場合が考えられ、今後の事務執行の協力体制が損なわれるおそれがある。」と述べているが、今回他機関が作成した資料は、県の医療機関で実施した2回目の言語・心理テストの評価票と同医療機関の整形外科、神経内科の医師の診断書及び作業療法士と理学療法士の意見書であり、これらの記録は初めから親に全面開示の上で書かれ、開示状態で手渡されたことから「非開示を前提として当機関及び他機関が作成しているものがある。」という記述は誤っている。

しかも、作業療法士の意見の中の記述が一部誤っていることを指摘し、訂正させたことは、むしろ公正な評価、判定を得るためには、開示が不可欠であることを証明している。

また、他機関である県の医療機関で作成された記録は、初めから開示されていることから今回請求の記録がすべて開示されても、そのために「今後の事務執行体制が損なわれるおそれ」はない。

3. 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、「本人に関する児童記録簿すべて(①か

ら④まで)」の文書を非開示とする理由は、次のとおりである。

- (1) 当該文書①は、平成2年度に療育相談室で相談を受けた本人の氏名、生年月日、年齢、性別、保護者、住所、主訴、障害名等が一覧になって記載されており、開示することにより今後の処遇等の事務執行を妨げるおそれがあるため、条例第12条第2項第2号に該当し、非開示とするものである。
- (2) 当該文書②は、療育相談の際に作成された文書で本人の氏名、住所、生年月日、保護者名、主訴、家族構成、生育歴、健康、環境、基本的生活事項、社会性、及び医師、心理判定員、言語療法士、理学療法士・作業療法士の各所見、総合所見等が記載され、日常の療育指導や、望ましい処遇を進めるための障害児処遇指導会議（以下「指導会議」という。）への提出資料として総合的にまとめたものである。

したがって、これらは専門的な指導を行う上で必要な当該本人の経過観察、評価等に関するものであり、開示することにより記録作成者の公正な評価、判定等が得られなくなる場合が考えられ、また、保護者と専門的に関わる職員との間において、異なる見解を持つことも予測される。そのため、開示することによって評価等の対立が生じ、今後の処遇等の事務執行を妨げるおそれがあることから条例第12条第2項第2号に該当するものとして非開示とするものである。

- (3) 当該文書③は、当該本人の保護者との面接や本人の行動観察、発達検査をもとに心理判定員が専門的見地から本人の発達全体を客観的に評価し、まとめた記録である。したがって、開示することにより記録作成者の公正な評価、判定等が得られなくなる場合が考えられ、保護者と専門的に関わる職員との間において、異なる見解を持つことも予測される。そのため、開示することによって評価等の対立が生じ、今後の処遇等の事務執行を妨げるおそれがあることから条例第12条第2項第2号に該当するものとして非開示とするものである。
- (4) 当該文書④は、当該本人の状況や言語の理解、表出面における検査、保護者の面接をもとに言語療法士が専門的見地から言語発達をまとめた記録である。

したがって、開示することにより記録作成者の公正な評価、判定等が得られな

くなる場合が考えられ、保護者と専門的に関わる職員との間において、異なる見解を持つことも予測される。そのため、開示することによって評価等の対立が生じ、今後の処遇等の事務執行を妨げるおそれがあることから条例第12条第2項第2号に該当するものとして非開示とするものである。

- (5) 当該文書の基礎となる資料のなかには、非開示を前提として当機関及び他機関によって作成されたものがある。そのため、開示することにより今後の事務執行の協力体制が損なわれるおそれがあることから条例第12条第2項第2号に該当するものとして非開示とするものである。

4. 審査会の判断理由

(1) 条例の解釈運用について

条例では、個人情報保護することが個人の尊厳維持を図るため必要不可欠であることに鑑み、市の保有する自己の個人情報の記録の開示を求める権利を条例第12条第1項で規定し、自己情報の開示請求権を明らかにしている。

自己の個人情報が例外的に非開示とされるのは、同条第2項各号に該当する場合であり、開示、非開示の決定にあたっては、同項各号の該当性の如何を個人情報の名称や種類で判断するのではなく、個々の事案に即して、具体的に検討し、判断する必要がある。

(2) 本件請求にかかる個人情報について

- ① 藤沢市では、障害児の早期発見、早期治療、早期療育により、児童に一貫性ある望ましい処遇を推進するため、昭和52年4月に医師、神奈川県児童相談所専門職員、保育関係者、関係機関の長等をメンバーとする障害児処遇委員会を発足させ、年数回の「指導会議（当時の処遇部会）」を開催している。

また、心身に障害があり、あるいは障害を疑われる就学前の児童の療育問題等の相談を受け、必要に応じて評価、経過観察指導を実施し、児童が適切な療育へ結びつくよう援助することを目的として、昭和61年7月藤沢市太陽の家療育相談室が開設された。太陽の家で療育相談を受けている児童に対しては、必要に応じて上記障害児処遇委員会（ただし、現在は藤沢市保健福祉推進総合委員会に引

き継がれている。)による「指導会議」が開かれ、相談児の処遇方針について審査が実施されている。

② 本件請求にかかる個人情報、藤沢市太陽の家療育相談室の業務の一環として、かつ指導会議の審査判定の資料として、太陽の家職員、作業療法士、言語療法士等専門分野の市職員、もしくは市以外の他の医療機関の医師、専門家等により、記録、作成された申立人を法定代理人とする児童本人(以下「本人」という。)にかかる個人情報である。

(3) 実施機関が条例第12条第2項第2号に該当するとしたことの適否について、以下において各別に検討する。

① 療育相談申込児台帳

藤沢市太陽の家療育相談室要綱の趣旨に基づき、相談室が心身に障害があり、あるいは障害を疑われる児童の療育問題等の相談を受けた際、相談児の氏名、年齢、住所、障害名、主訴等を記載した記録であり、個人の指導、相談等の業務に関連して、作成された記録ではあるが、そこに記載されている内容は、本人についての基本的な事項と保護者から聞き取りした内容であると認められるから、条例第12条第2項第2号に該当しないと考えられる。よって療育相談申込児台帳は、開示することが相当である。

なお、この台帳には相談室が平成2年度中に受け付けた相談児全員の氏名と障害名等も記載されているが、条例第12条第1項の趣旨は、あくまで自己の個人情報の記録の開示を請求できる権利を規定したものであり、本人以外の個人情報は開示請求の対象に含まれないものと解される。

② ケース記録簿

ア. 上記①と同様、相談室が療育相談を受けた児童について、氏名、生育歴、障害名、家族状況、行動観察、診断等相談経過や相談児についての総合所見等をまとめたものであり、相談児が指導会議の審査を受ける際に提出され、処遇方針または指導のための審査判定の資料となる記録である。

この記録には、医師の診断内容、心理判定員による心理評価、言語療法士に

よる言語評価、理学療法士・作業療法士による評価が記載され、もしくは、これら診断書、心理評価書、言語評価票、理学療法士・作業療法士による評価書等が記録として添付される。

本件では、ケース記録簿が二つ存在するので、各別に判断する。

イ. 平成2年7月5日（記録日）ケース記録簿

a. 保護者より保育園入園が強く希望されていたことから、平成2年7月開催の指導会議で、その審査を受けることとなり、実施機関によってこの記録簿が準備された。

本ケース記録簿には、氏名、生年月日、家族構成、生育歴等の本人に関する基本的な事項等のほか、実施機関職員、医師、心理判定員、言語療法士による各評価及び検査結果、ならびに総合所見等が記載されている。

また、実施機関以外の医療機関の医師が作成した診断書2通が添付されている。

以上によれば本ケース記録簿は、本人の個人情報の記録と認められ、かつ療育の立場から本人の障害の程度や状態を診断し、評価した内容を含む記録であると認められる。したがって条例第12条第2項第2号前段の個人情報に該当する。

b. 次に、これらの個人情報が「本人に知らせないことが正当と認められるもの」に該当するか否かについて判断する。

本条例の解釈として、個人の評価、診断、判定等の内容にわたる記録であっても、可能な限り本人に開示することが望ましく、「記録作成者の公正な評価が得られなくなる。」など本人開示による実施機関等の評価活動への影響を懸念した理由で開示を制約することは、その趣旨に反すると思われる。

本件記録簿は、心身に障害があり、あるいは障害を疑われる児童が適切な療育へ結びつくよう、専門的な立場から指導、助言、援助をするための経過記録の一つであると同時に、児童に対するある一時点の具体的処遇をどうするかについての専門的立場からの判定資料との側面もあわせもっている。

したがって、児童ならびに保護者に開示することを当然の前提として作成された記録ではないし、児童にとって極めて不利な事実や評価も含めて、専門的立場からみた児童に関するありのままが、正確かつ客観的に記載されることが必要とされる。

そのため、実施機関は、これらが開示されると「保護者が、これと異なる見解を持つことが予測され、相談児の処遇等の事務執行が妨げられるおそれがある」ことを本ケース記録簿の非開示理由としてあげ、これに対し、申立人は、専門家による観察記録や評価は、保護者と児童自身に伝達され理解されたうえで、初めて児童の処遇等の事務執行が正当に行い得るようになると主張している。

確かに、本来、児童は療育の客体ではなく療育を受ける権利の主体であり、その意味からすれば「何が児童にとって最も望ましい療育であるか」との判断の客観的公正さは、児童の障害の程度や状態に対する専門的立場からの評価や把握を、児童や保護者に秘匿したうえで担保されるものではない。むしろ可能な限り開示して、評価、判断に対する児童や保護者の合理的な批判にさらされることの方が、論理的にみると、より判断の公正さを担保しうるものであるということではできらるであろう。

しかしながら、児童に対する具体的処遇の場面で、「何が児童にとって最も望ましい療育であるか」との判断については、療育が一面高度に、かつ多面的に専門的理解を必要とする行為であり、他方、一つの選択が児童にとってその将来を一定程度規定するものであるが故に、児童の障害について、その状態、発達を専門的に理解、評価している側と、日常生活を共にする中で、わが子の状態や発達を讀み取っている保護者との間に、微妙な見解、判断の差異を生じる場合も現実には起こりうるだろう。こうした場合、情報の開示が逆に無用な誤解や摩擦を生むおそれがないとはいえず、結果的に以後の指導、処遇に著しい困難と混乱を招く事態が起こることも考えられる。

条例第12条第2項第2号後段の趣旨は、診断、評価等に関する個人情報
を本人に開示することにより、例えば、現に行われている、もしくは今後行
われる見込の高い診療行為、治療行為や各種指導、処遇の実現が困難になる
おそれがあり、そのことが、開示を求める本人の利益につながらないと思料
される場合には、当該個人情報の開示を拒むことができる旨を規定している
ものと解すべきである。

したがって、本ケース記録簿のうち、本人の障害の状態や発達の種類等につ
いての、それぞれの専門的立場からの評価、判定を記録した部分、すなわ
ち具体的には、社会性、医師、心理判定員、言語療法士、理学療法士・作業
療法士、遠城寺式発達検査、総合所見の各項目の記載については、「本人に
知らせないことが、正当と認められるもの」に該当すると認められ、この部
分に関して非開示とした実施機関の処分は相当である。

c. なお、本ケース記録簿には、一連の記録として、本人にかかる実施機関以
外の医療機関の医師の診断書2通が添付されているが、これらの診断書は、
平成2年7月の指導会議の審査に間に合うよう、審査の資料として、実施機
関が当該医療機関に作成を依頼し、同医療機関より、審査資料との目的を限
定して、本人に開示することを予定せずに実施機関が提供を受けた診断書で
あることが認められる。よって、開示することにより、実施機関の今後の事
務執行における第三者との協力体制が損なわれるおそれがあると認められる
ので、この部分を非開示とした実施機関の処分は相当である。

d. これに対して、本ケース記録簿のその他の記載内容は、本人の基本的な事
項、保護者から聞き取った事項及びすでに本人に開示されている指導会議の
結果であり、これらは「本人に知らせないことが正当と認められるもの」に
該当しないと認められるので、開示することが相当である。

ウ. 平成3年1月8日（記録日）ケース記録簿

a. 本人が平成2年7月の指導会議の結果、保育園での保育対象児にならな
かったため、再度、指導会議の審査を受けることになり、その審査のため実施

機関によってこの記録が準備された。

本ケース記録簿には、氏名、生年月日、家族構成、生育歴等の本人に関する基本的な事項等のほか、実施機関職員、医師、心理判定員、言語療法士、理学療法士・作業療法士による各評価、及び総合所見等が記載されている。

また、一連の記録として、実施機関以外の医療機関の医師が作成した診断書2通と、同医療機関の作業療法士、理学療法士による所見が添付されている。

以上によれば本ケース記録簿は、本人の個人情報の記録と認められ、かつ療育の立場から本人の障害の程度や状態を診断し、評価した内容を含む記録であると認められる。したがって条例第12条第2項第2号前段の個人情報に該当する。

- b. 次に、これらの個人情報が「本人に知らせないことが正当と認められるもの」に該当するか否かについて判断する。

本ケース記録簿のうち、本人の障害の状態や発達の程度などについて、それぞれ専門的立場から評価、判定した内容を記載した項目についての当審査会の判断は、上記のイのケース記録簿について、述べたところと同様である。

したがって、本ケース記録簿のうち、社会性、医師、心理判定員、言語療法士、理学療法士・作業療法士及び総合所見の各項目の記載内容については、「本人に知らせないことが正当と認められるもの」に該当すると認められ、この部分に関して非開示とした実施機関の処分は相当である。

- c. 次に本ケース記録簿には、実施機関以外の医療機関の医師の診断書2通と同医療機関の作業療法士及び理学療法士の各所見が、1通ずつ添付されている。

これらの診断書は、平成3年1月(2回目)の指導会議のために、申立人自らが当該医療機関の医師等に書類作成を依頼し、申立人が当該医療機関から受領した上で、指導会議に向けてその審査の資料として、事前に実施機関に提出した診断書等であることが認められる。

したがって、これらの診断書等は、実施機関に提出された時点で、すでに本人または保護者に対し開示が予定されていたものということができ、開示することにより、実施機関の今後の事務執行における第三者との協力関係が損なわれるおそれは認められず、診断書2通、作業療法士・理学療法士の各所見は開示することが相当である。

d. 本ケース記録簿のその他の記載内容についての判断は、上記イのケース記録簿について述べたところと同様である。すなわち、その他の記載内容は、本人の基本的な事項、保護者から聞き取った事項及びすでに本人に開示されている指導会議の結果であり、これらは、「本人に知らせないことが正当と認められるもの」には該当しないと認められるので、開示することが相当である。

③ 心理評価書

ア. 実施機関の職員である心理判定員が、療育相談を受けた児童について、児童との面接、児童の行動観察、発達検査、保護者との面談等を通じて、児童の知的、情緒的な発達の程度を専門的立場から評価した所見が記載されており、上記②イのケース記録簿と同様、指導会議の審査、判定の資料として、実施機関によって準備されたものである。

イ. 本評価書は、本人の個人情報の記録であり、かつ療育の専門的立場から障害児の発達の程度・状態を評価した記録と認められるから、条例第12条第2項第2号前段の個人情報に該当する。

そして、本人の障害の状態や発達の程度などについて、専門的立場から評価、判定した内容を記載した記録についての当審査会の判断は、上記②イのケース記録簿について、述べたところと同様であるから、本評価書に関して非開示とした実施機関の処分は相当である。

④ 言語評価票

ア. 実施機関の職員である言語療法士が、療育相談を受けた児童について、児童や保護者との面談、応答内容、児童の行動観察、発達検査等を通じて、言語理

解、言語発達の状態・程度を専門的立場から評価した所見が記載されており、上記②イのケース記録簿と同様、指導会議の審査、判定の資料として、実施機関によって準備されたものである。

イ. 本評価票は、本人の個人情報であり、かつ療育の専門的立場から障害児の発達の程度・状態を評価した記録と認められるから、条例第12条第2項第2号前段の個人情報に該当する。

そして、本人の障害の状態や発達の程度などについて、専門的立場から評価、判定した内容を記載した記録についての当審査会の判断は、上記②イのケース記録簿について、述べたところと同様であるから、本評価票に関して非開示とした実施機関の処分は相当であると判断する。

(4) 以上の理由により、本件請求にかかる個人情報は、別紙非開示箇所一覧表記載の箇所を除き、開示することが相当である。

(審査会の付言)

本答申にあたり、審査会として、以下の点を付言しておきたい。

藤沢市において独自の障害児処遇制度が構築されている現在、実施機関は、必要に応じて専門的立場から障害児を評価し、指導会議へ付託し、そのための資料を作成し、具体的処遇を実現するといった事務執行手続の全体について、最終的な責任を負わされている。

しかし、障害を持つ児童にとって、真に望ましい処遇、療育を実現するためには、児童の生い立ち、日常生活を熟知し、いわば児童の半生を共有している保護者と、意見を十分疎通させ、可能な限り協同、協調できる関係を作り出すことが必要不可欠である。専門的にみて望ましい理想的な処遇や療育も保護者の理解と協力の意思がなければ、実現は困難と思われる。療育という高度に医療的な側面と、子の育成という、情緒的、普遍的な側面が交錯する複雑な場面で、実施機関としての決定を行う際、さまざまな苦慮に直面することは十分、理解できる。しかし、その困難を克服しながら本人と保護者の理解、納得が得られるよう適切な配慮を行うなど、なお一層の尽力を希望したい。



(別紙)

非開示箇所一覧表

②ケース記録簿

(記録日)	(項目)
ア. 平成2年7月5日	社会性 医師(別紙診断書2通) 心理判定員 言語療法士 理学療法士・作業療法士 遠城寺式発達検査 総合所見
イ. 平成3年1月8日	社会性 医師 心理判定員 言語療法士 理学療法士・作業療法士 総合所見

③心理評価書

④言語評価票

審査会の処理経過

年月日	処 理 内 容
平成5・ 5・10	諮問
5・12	審査会から市長に対し、請求拒否理由説明書の提出要請
5・17 (第3回審査会)	異議申立てまでの経過説明
5・26	請求拒否理由説明書の受理
5・27	異議申立人に請求拒否理由説明書の写しを送付するとともに意見書の提出を要請
6・ 7	請求拒否理由説明書に対する意見書の受理
6・ 8	市長に意見書の写しを送付
6・21 (第4回審査会)	・対象文書の内容確認 ・審議
7・21 (第5回審査会)	・異議申立人から意見聴取 ・実施機関の職員から非開示理由の説明聴取 ・審議
9・29 (第6回審査会)	審議
10・25 (第7回審査会)	・異議申立人から追加意見聴取 ・実施機関の職員から追加説明聴取 ・審議
12・ 1 (第8回審査会)	審議(まとめ)
6・ 1・14 (第9回審査会)	答申文の検討
1・20	答申